

別紙 3 料金の額及びその徴収期間

1.(2) を次のとおり改める。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日以外の日の午後10時から翌午前0時までの間に高速国道、京滋バイパス、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道を通行する全自動車(ただし、今治小松道路については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については、平成20年11月11日以降に当該道路を通行する場合に限る。)のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

1.(2) の次に次のとおり加える。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日以外の日の午前0時から午前4時までの間に高速国道、京滋バイパス、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道を通行する全自動車(ただし、今治小松道路については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については、平成20年11月11日以降に当該道路を通行する場合に限る。)のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無

線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道(ただし、京都縦貫自動車道については、平成20年11月15日以降に当該道路を通行する場合に限る。)のうち、100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路の路線区間のキロ程を合算するものとする。)を通行し(別添2に定める区間のみの通行を除く)かつ、ハに定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次に掲げる場合については、本割引の適用を1回の適用とみなし、京都縦貫自動車道の通行については、本割引の適用回数に含めないものとする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路又は中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジ、安来道路及び中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

また、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に、1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L:(1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1:関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2:大都市近郊区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

R:(1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1:関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2:大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又はETC連続利用割引に限るものとし、ETC連続利用割引については障害者割引を適用する前の料金に対して割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引については障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、ETC連続利用割引、乗合型自動車(定期路線)割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

別添 6 を次のとおり改める。

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ										
大口	×	大口									
前納	×	×	前納								
深夜				深夜							
通勤				×	通勤						
早朝				×	×	早朝					
三線							三線				
路バス	×		×					路バス			
平夜				×	×	×			平夜		
平深				×	×	×			×	平深	
休昼				×	×	×		×	×	×	休昼

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「三線」、「路バス」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、E T C 連続割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 の重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C 連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引
3	乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C 前納割引